

取扱産業廃棄物の種類一覧表

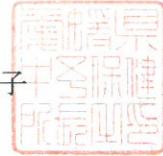
都道府県・市名	愛媛県		松山市					
区分	収集運搬	収集運搬	処分(中間処理)					処分(最終処分)
処理方法			焼却処分	破碎処分	破碎選別処分	圧縮成形	選別	埋立処分
許可番号	38020 19337	89000 19337	89400 19337	89400 19337	89400 19337	89400 19337	89400 19337	89400 19337
許可の期限	平成31年 6月20日							
燃え殻	●	●						
汚泥	●	●	●					
廃油	●	●	●					
廃アルカリ	●	●	●					
廃プラスチック類	●	●	●	●		●	●	●
紙くず	●	●	●	●		●	●	
木くず	●	●	●	●		●	●	
繊維くず	●	●	●	●		●	●	
動植物性残さ	●	●	●					
ゴムくず	●	●	●				●	
金属くず	●	●	●	●			●	●
ガラスくず								
及び	●	●	●		●		●	●
陶磁器くず								
鋳さい	●	●						
がれき類	●	●		●			●	●
廃酸	●	●						
ばいじん	●	●						
備考					石膏 ボード			

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 愛媛県松山市白水台三丁目乙533番地1
氏名 城東開発株式会社
代表取締役 山本 逸雄
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

第14条第1項
廃棄物の処理及び清掃に関する法律の許可を受けた者である
第14条の2第1項
ことを証する。

愛媛県中予保健所長 三木 優子



許可の年月日
許可の有効年月日

令和 元年 7月 9日
令和 6年 6月20日

1. 事業の範囲

(事業の区分)

収集・運搬 (積替え及び保管行為を含まず。)

(産業廃棄物の種類)

燃え殻 (水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、汚泥 (水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類 (石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず (水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、「ガラスくず、コンクリートくず (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず (石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、鉱さい、がれき類 (石綿含有産業廃棄物を含む。)、ばいじん以上16種類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
該当事項なし

3. 許可の条件

該当事項なし

4. 許可の更新又は変更の状況

昭和61年10月 6日 (当初許可)

昭和63年 6月21日 (更新許可 (許可期限付に切替))

平成 6年 6月21日 (更新許可)

平成 6年12月 1日 (住所変更 (旧: 愛媛県松山市福音寺町695番地))

平成10年 9月24日 (住所変更 (旧: 愛媛県松山市高野町甲2番地11))

(裏面に続く)

(裏 面)

平成11年 6月21日 (更 新 許 可)

平成16年 6月21日 (更 新 許 可)

平成21年 6月21日 (更 新 許 可)

平成26年 7月 4日 (更 新 許 可)

令和 元年 7月 9日 (変 更 許 可 (廃酸、ばいじん 以上2種類の追加))

令和 元年 7月 9日 (更 新 許 可)

5. 松山市の区域における積替え許可の有無 有 ・ 無

松山市 許可番号 8910019337

6. 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無 有 ・ 無



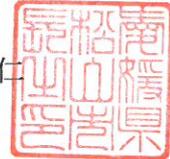
許可番号 08910019337

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 愛媛県松山市白水台三丁目乙533番地1
氏 名 城東開発株式会社
代表取締役 山本 逸雄

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けたものであることを証する

松山市長 野 志 克 仁



許 可 の 年 月 日

令和 元年 7月16日

許 可 の 有 効 年 月 日

令和 6年 6月20日

1. 事業の範囲（取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること。）

（事業の区分）

収集・運搬（積替え及び保管行為を含む。）

（産業廃棄物の種類）

金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、廃油、汚泥（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、「ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず」（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、木くず、燃え殻（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、廃アルカリ、銧さい、動植物性残渣、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）、廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、繊維くず、紙くず、ゴムくず、廃酸、ばいじん
以上16種類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

（所在地）愛媛県松山市湯山柳甲401番

- ① 廃プラスチック類、金属くず、がれき類、ゴムくず、「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」、木くず、紙くず、繊維くず
（保管上限：17.95 m³ 面積：10.56 m² 高さ：1.70m）コンテナ1個
- ② 廃プラスチック類、金属くず、がれき類、ゴムくず、「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」、木くず、紙くず、繊維くず
（保管上限：40.15 m³ 面積：34.35 m² 高さ：1.17m）コンテナ5個
- ③ 紙くず、繊維くず
（保管上限：2.01 m³ 面積：1.78 m² 高さ：1.13m）コンテナ1個
- ④ 廃プラスチック類、金属くず、ゴムくず、「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」、がれき類
（保管上限：10,000.01 m³ 面積：1,775.61 m² 高さ：7.50m）
- ⑤ 石綿含有産業廃棄物（廃プラスチック類、がれき類、「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」）
（保管上限：8.20 m³ 面積：6.84 m² 高さ：1.20m）コンテナ1個

（裏面に続く）

- ⑥ 金属くず、廃プラスチック類、「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」（廃蛍光管に限る。水銀使用製品産業廃棄物を含む。）
 （保管上限：2.01 m³ 面積：1.78 m² 高さ：1.13m）コンテナ1個
- ⑦ 汚泥、燃え殻、金属くず（廃電池に限る。水銀使用製品産業廃棄物を含む。）
 （保管上限：1.0 m³ 面積：1.3 m² 高さ：0.75m）ドラム缶5本

（所在地）愛媛県松山市小野町乙54番

- ① 廃プラスチック類、金属くず、がれき類、ゴムくず、「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」、木くず、紙くず、繊維くず
 （保管上限：35.93 m³ 面積：57.52 m² 高さ：1.50m）
- ② 廃プラスチック類、金属くず、がれき類、ゴムくず、「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」、木くず、紙くず、繊維くず
 （保管上限：27.00 m³ 面積：48.00 m² 高さ：1.50m）

3. 許可の条件

該当事項なし

4. 許可の更新、変更の状況

- | | |
|--|-------------|
| ○ 当初許可 | 昭和61年10月6日 |
| ○ 更新許可（許可期限付に切替） | 昭和63年6月21日 |
| ○ 更新許可 | 平成6年6月21日 |
| ○ 住所変更（旧：愛媛県松山市福音寺町695番地） | 平成6年12月1日 |
| ○ 住所変更（旧：愛媛県松山市高野町甲2番地11） | 平成10年9月24日 |
| ○ 更新許可 | 平成11年6月21日 |
| ○ 更新許可 | 平成16年6月21日 |
| ○ 変更許可（廃酸、ばいじん 以上2種類の品目追加及び積換え保管行為の追加） | 平成20年3月28日 |
| ○ 変更許可（燃え殻、汚泥 以上2種類の積替え保管品目の追加） | 平成20年12月25日 |
| ○ 更新許可 | 平成21年6月23日 |
| ○ 更新許可 | 平成26年7月1日 |
| ○ 変更届出（積替え保管容量の変更） | 平成26年8月26日 |
- （旧：木くず（保管上限）2,009.52 m³と廃プラスチック類、金属くず、ゴムくず、「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」（保管上限）1,170.87 m³を合併、②追加）
- | | |
|---------------------------------------|------------|
| ○ 変更届出（松山市小野町乙54番の積替え保管場所の追加） | 平成30年10月9日 |
| ○ 変更届出（湯山積替え保管場所①の変更、及び積替え保管場所④の品目追加） | 令和元年6月21日 |
| ○ 更新許可 | 令和元年7月16日 |

5. 積替え許可の有無

6. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無

有・~~無~~



許可番号 08940019337

産業廃棄物処分業許可証

住所 愛媛県松山市白水台三丁目乙533番地1
氏名 城東開発株式会社
代表取締役 山本 逸雄

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けたものであることを証する

松山市長 野 志 克 仁



許可の年月日

令和 元年 7月 9日

許可の有効年月日

令和 6年 6月20日

1. 事業の範囲(処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)を記載すること。)

(事業の区分)

中間処分(焼却、破碎、破碎選別、圧縮成形、選別、圧縮梱包)

最終処分(埋立処分)

(産業廃棄物の種類)

(焼却) 木くず、紙くず、繊維くず、廃油、汚泥、廃アルカリ、「ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)&及び陶磁器くず」、動植物性残渣、金属くず、廃プラスチック類、ゴムくず 以上11種類

(破碎) がれき類(石綿含有産業廃棄物を除く。)、木くず、廃プラスチック類、金属くず、繊維くず、紙くず 以上6種類

(破碎選別) 「ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)&及び陶磁器くず」(石膏ボード) 以上1種類

(圧縮成形) 廃プラスチック類、木くず、紙くず、繊維くず 以上4種類

(選別) 廃プラスチック類、金属くず、「ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)&及び陶磁器くず」、がれき類、ゴムくず、木くず、紙くず、繊維くず 以上8種類

(圧縮梱包) 廃プラスチック類、紙くず、繊維くず 以上3種類

(埋立) 金属くず、「ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)&及び陶磁器くず」(石綿含有産業廃棄物を含む。)、廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を含む。)、がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む。) 以上4種類

2. 事業の用に供するすべての施設(施設ごとに種類、施設場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号(産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。)を記載すること。)

休止 (1) ~~焼却施設(令第7条第8号) (型式) (株)ビルド製 GF-100~~

~~(設置場所) 愛媛県松山市小野町乙54番~~

~~(設置届出年月日) 平成3年6月7日~~

~~(処理能力) 木くず、紙くず、廃プラスチック類、繊維くず、廃油、汚泥、廃アルカリ、「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」、動植物性残渣、金属くず、ゴムくず 以上11種類~~

~~(処理能力) 1390kg/h~~

(裏面に続く)

- (2) 破碎施設 (型式) 日立建機(株)製 ZR950JC
(設置場所) 愛媛県松山市小野町乙54番
(設置年月日) 平成25年 2月19日
(許可年月日) 平成25年 2月13日
(許可番号) 8908028
(処理する廃棄物の種類) がれき類 (石綿含有産業廃棄物を除く。) 以上1種類
(処理能力) 1400 t/日 (175 t/h・8時間)
- (3) 破碎選別施設 (廃止)
- (4) 安定型最終処分場 (令7条第14号口)
(設置場所) 愛媛県松山市小野町乙74番2、乙76番、乙84番3、乙85番2、乙87番乙88番、乙89番、乙90番2
(設置届出年月日) 昭和62年12月23日
(処理する廃棄物の種類) 金属くず、「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」、廃プラスチック類、がれき類 以上4種類
(埋立面積) 47, 639 m² (埋立容量) 620, 207 m³
- (5) 破碎施設 (型式) Peterson 社製 2710D
(設置場所) 愛媛県松山市小野町乙54番
(設置年月日) 平成30年10月 1日
(許可年月日) 平成30年 9月21日
(許可番号) 8908032
(処理する廃棄物の種類) 木くず、繊維くず 以上2種類
(処理能力) 木くず: 536 t/日 (67.0 t/h・8時間)
繊維くず: 92.8 t/日 (11.6 t/h・8時間)
- (6) 破碎施設 (型式) 東興産業(株)製 RS-50-4-S
(設置場所) 愛媛県松山市小野町乙54番
(設置年月日) 平成17年1月11日
(処理する廃棄物の種類) 廃プラスチック類、金属くず、繊維くず 以上3種類
(処理能力) 廃プラスチック類: 4.76 t/日 (0.595 t/h・8時間)
金属くず: 2.31 t/日 (0.288 t/h・8時間)
繊維くず: 4.74 t/日 (0.592 t/h・8時間)
- (7) 破碎・圧縮成形施設 (型式) 三共エンジニアリング(株)製 (破碎) RPC-50160 (圧縮成形) MH-150
(設置場所) 愛媛県松山市湯山柳甲401番
(設置年月日) 平成20年2月20日
(処理する廃棄物の種類) 廃プラスチック類、木くず、紙くず、繊維くず 以上4種類
(処理能力) (破碎) 廃プラスチック類: 4.7 t/日 (0.595 t/h・8時間)
木くず: 4.5 t/日 (0.56 t/h・8時間)
紙くず: 4.7 t/日 (0.59 t/h・8時間)
繊維くず: 2.6 t/日 (0.32 t/h・8時間)
(圧縮成形) 混合物: 4.8 t/日 (0.6 t/h・8時間)
- (8) 選別施設 (型式) ベルテック(株)製
(設置場所) 愛媛県松山市湯山柳甲401番
(設置年月日) 平成20年2月20日
(処理する廃棄物の種類) 廃プラスチック類、金属くず、「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」、がれき類、ゴムくず、木くず、紙くず、繊維くず 以上8種類
(処理能力) 633 m³/日 (79.12 m³/h・8時間)
- (9) 圧縮梱包施設 (型式) サンモア(株)製 4-X25
(設置場所) 愛媛県松山市湯山柳甲401番
(設置年月日) 平成21年 3月 1日
(処理する廃棄物の種類) 廃プラスチック類、紙くず、繊維くず 以上3種類
(処理能力) 廃プラスチック類: 2.88 t/日、紙くず、3.56 t/日、繊維くず: 3.08 t/日

(10)選別施設 (型式) イトーキカイ(有)製 LS6×16(2)

(設置場所) 愛媛県松山市小野町乙54番

(設置年月日) 平成21年 4月 1日

(処理する廃棄物の種類) がれき類 以上1種類

(処理能力) 1, 650t/日 (275t/h・6時間)

(11) 破碎選別施設 (型式) 株細田企画製 HI プラスターボ HI-09

(設置場所) 愛媛県松山市湯山柳甲401番

(設置年月日) 平成28年3月18日

(処理する廃棄物の種類) 「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」(石膏ボード)

(処理能力) 4.48t/日 (0.56/h×8時間)

3. 許可の条件

該当事項なし

4. 許可の更新、変更の状況

- 当初許可 昭和61年10月 6日
- 更新許可 (許可期限付に切替) 昭和63年 6月21日
- 更新許可 平成 6年 6月21日
- 住所変更 (旧:松山市福音寺町695番地) 平成 6年12月 1日
- 住所変更 (旧:松山市高野町甲2番地11) 平成10年 9月24日
- 更新許可 平成11年 6月21日
- 変更許可 (がれき類の破碎処分追加) 平成11年 6月29日
- 変更届出 (旧:最終処分場埋立容量564, 207m³) 平成12年 8月24日
- 変更許可 平成14年 9月11日
- (「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」の破碎選別処分の追加)
- 変更許可 (木くずの破碎処分追加) 平成15年 1月 9日
- 変更届出 (焼却施設の廃止 (処理能力:200kg/h)) 平成16年 6月11日
- 更新許可 平成16年 6月21日
- 変更許可 平成17年 3月10日
- (廃プラスチック類、金属くず、繊維くずの破碎処分の追加)
- 変更届出 ((石綿含有産業廃棄物を除く。)の追加) 平成18年10月16日
- 変更許可 平成20年 3月26日
- (紙くずの破碎処分の追加) (廃プラスチック類、木くず、紙くず、繊維くずの圧縮成形処分の追加)
- (廃プラスチック類、金属くず、「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」、がれき類、ゴムくず、木くず、紙くず、繊維くずの選別処分の追加)
- 変更許可 平成21年 5月13日
- (廃プラスチック類、紙くず、繊維くずの圧縮梱包処分の追加)
- 変更届出 ((10)選別施設の追加) 平成21年 6月22日
- 更新許可 平成21年 7月 2日
- 変更届出 平成25年 3月 1日
- ((2)破碎施設の入替え (旧処理能力:1,020t/日))
- 更新許可 平成26年 6月27日
- 変更届出 ((5)に繊維くずの処分の追加) 平成27年 4月21日
- 変更届出 ((11)に破碎選別施設の追加) 平成28年 3月24日
- 変更届出 ((1)焼却施設の休止) 平成29年10月24日
- 変更届出 ((3)破碎選別施設の廃止) 平成30年10月 9日
- 変更届出 平成30年10月19日
- ((5)破碎施設の入替え (旧:木くず:235.6t/日 (58.9t/h・4時間)
繊維くず:10.3t/日))
- 変更届出 令和 元年 6月 3日
- ((10)選別施設の処理能力の修正 (旧:200t/h))
- 更新許可 令和 元年 7月 9日

(4面に続く)

5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無

有・無